

3. 軽自動車税（自転車税，荷車税，自転車荷車税）

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36
税 率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税 が自転車荷車税に統 合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、 原動機付自転車を軽自動車 及び二輪の小型自動車とあ わせて軽自動車税が創設さ れた。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 3,000円 乗 用 3,000円 貨物用 2,500円

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税 率		（創 設） 税 率 115分の10	税 率 9%	税 率 11%	税 率 12%	税 率 13.4%

年度 項目	63	平成元年度	9
税 率	従量割の税率の引上 げ等の特例措置が、 平成元年3月31日 まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円

（注）1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

40	51	54	59	60
四輪以上のもの 乗 用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 { 営業用年額 2,900円 自家用年額 3,300円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円 制限税率 標準税率の 1.2倍	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 { 営業用年額 2,900円 自家用年額 3,650円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円 (2) 軽自動車及び小 型特殊自動車 二輪のもの（側 車付のものを含 む。）年額2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円 (3) 二輪の小型自動 車 年額 4,000円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc以下（(ロ)に掲げるも のを除く。） 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～ 90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 年額 2,500円

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等 分 税率 従価割 14.3 % 従量割 1,000本につ き350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和 62年3月までの間に行われた売渡 し等分については、特例措置とし て、1,000本につき 290円を加算]	従量割の税率の引上げ等の特例措置 が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置 が、昭和63年3月31日まで延長された。

11	15 (改正案による)
平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円